

## 高額医療・高額介護合算制度が創設されます

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に、両方の年間の自己負担を合算して一定の限度額（年額）を超えた場合は、超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度が創設されます



平成20年4月1日から

医療費の自己負担額と介護保険サービスの利用料が合算できるようになります（**高額医療・高額介護合算制度**）。それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担を合算して高額になったときは限度額（年額）を超えた分が「**高額介護合算療養費**」として支給されます。

高額介護合算療養費の自己負担限度額（年額/予定）

	70歳以上 75歳未満	後期高齢者 医療制度		70歳未満
一般	62万円	56万円	一般	67万円
現役並み所得者	67万円	67万円	上位所得者	126万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円	住民税 非課税世帯	34万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円		

## 退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になります

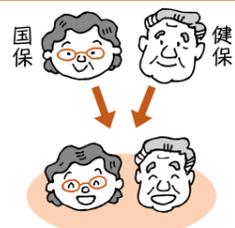
会社などを退職して国保に加入し、被用者年金（厚生年金など）を受けられる75歳未満の人とその被扶養者は退職医療制度で医療を受けますが、平成20年4月からその対象者年齢が65歳未満になります。65歳になりますと、一般の国保の加入者となります。



## 老人保健制度に代わって、新たに「後期高齢者医療制度」が創設されます

75歳以上の高齢者を対象に、その心身の特性や生活実態などを踏まえて、新たに「後期高齢者医療制度」が創設されることになりました。

老人保健制度では、国保や健保などの医療保険に加入しながら老人保健制度の対象となっていました。後期高齢者医療制度では国保や健保などの医療保険をぬけて、後期高齢者医療制度に新たに加入することとなります。



後期高齢者医療制度

40歳以上75歳未満の人を対象に、特定健診・特定保健指導が始まります！

問い合わせ：市民部市民生活課 TEL (0854-40-1031)

平成20年  
4月から

## 変わります！国保と老人保健

みなさんが安心して医療を受けられるために、国民皆保険が持続できるよう医療保険制度の見直しが行われます。ご理解とご協力をお願いします。

## 平成20年4月からこのように変わります！

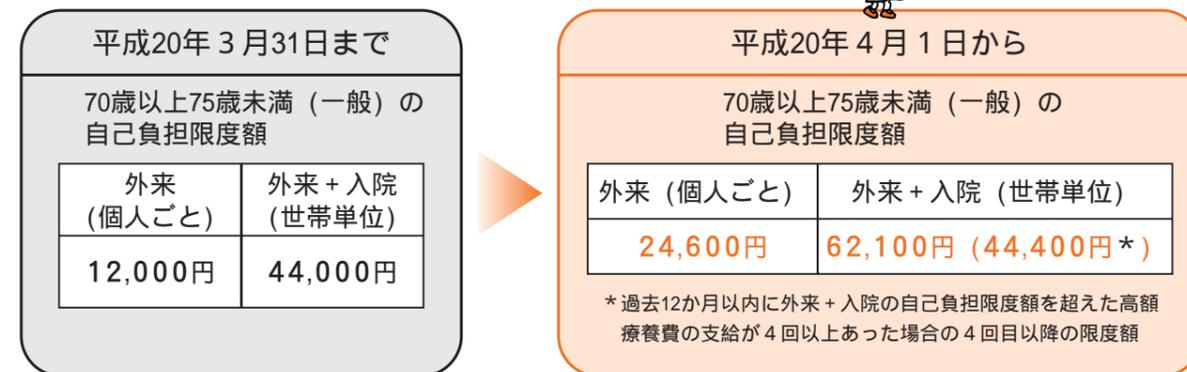
### 70歳以上75歳未満の人（現役並み所得者以外）の自己負担割合が2割になります

70歳以上75歳未満の人がお医者さんにかかったときの自己負担割合は、原則1割、現役並み所得者3割となっていましたが、現役並み所得者以外については2割に引き上げられます。現役並み所得者は3割で変わりません。



### 70歳以上75歳未満の人（一般）の自己負担限度額が引き上げられます

医療費が高額になったときに支払う自己負担には限度額が設けられていますが、自己負担割合の変更に伴い70歳以上75歳未満の人（一般）の自己負担限度額が引き上げられます。自己負担限度額は下記のとおりとなります。



### 療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象年齢が65歳以上になります

70歳以上と老人保健制度で医療を受ける人が療養病床に入院するとき、食費と居住費を自己負担しますが、その対象年齢が65歳以上になります。

